

事業進捗管理シート

評価年度	H24	H25	H26	対象外
				○

事務事業No 283 事業名 高齢者生活管理指導短期宿泊事業

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	2	高齢者・障害者支援の充実
施策	1	高齢者の生活の充実
取組	5	在宅福祉の推進

事業種別	継続	主な事務事業
事業期間	H12	～
事業実施の根拠法令		
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	介護保険課	山田 喜道 (435-1190)
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計	介護保険事業特別会計		
	款	地域支援事業費		
	項	介護予防事業費		
	目	一般高齢者施策事業費		
	大事業	一般高齢者施策事業		
事項	地域介護予防活動支援事業			

「3つのキーワード」との関連性

いのちを守る	人と文化を育てる	ふるさと力を高める	該当せず
--------	----------	-----------	------

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	事業内容				
	介護保険法による保険給付の対象とならない高齢者が一時的に養護が必要となった場合、介護保険施設等に一時的に宿泊してもらい、生活習慣の指導、体調の調整をはかる。	介護保険法による保険給付の対象とならない高齢者が一時的に養護が必要となった場合、介護保険施設等に一時的 (原則7日以内) に宿泊してもらう。				
実施内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	要介護認定で非該当と判定された高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。	介護保険法による保険給付の対象とならない高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。	介護保険法による保険給付の対象とならない高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。	介護保険法による保険給付の対象とならない高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。	介護保険法による保険給付の対象とならない高齢者が一時的に養護が必要となった場合、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導・体調の調整をはかる。	

2 事業コスト

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	計画	決算	計画	決算
事業費	288	30	359	0	359	0	316	0	313	
伸び率 (%)	-	-	24.7%		0.0%		-12.0%		-0.9%	
人件費	常勤職員	929	481	531	531	468		2,627		
	非常勤職員	0	0	0	0	0		0		
	小計	929	481	481	531	531	468		2,627	
国庫支出金	72	7	89	0	89	0	79	0		
県支出金	36	4	44	0	44	0	39	0		
市債								0		
その他	144	15	179	0	182	0	158	0		
一般財源 (税等)	36	4	47	0	44	0	40	0		
所要人数	常勤職員	0.12	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06		0.35	
	非常勤職員	0	0	0	0	0	0		0	
主な予算内訳										

3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	単位	全体目標値	全体目標達成度	年度目標値					
成果指標	利用日数			年度目標値	84	84	84	70	70
	単位	日	全体目標達成度	実績値	7	0	0	0	
活動指標	単位	全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
	単位	全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度					